

小規模事業者応援給付金制度を拡充します！

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上高が著しく減少した事業者を応援するため、給付対象者を拡充し、申請期間を延長します。

- 1、名称：宇美町小規模事業者応援給付金
- 2、給付対象：下記の条件を全て満たす者
 - ①宇美町内に事務所又は事業所等を有すること
 - ②常時使用する従業員（正社員と同等の勤務時間であるアルバイト、パート従業員を含む）が20人以下の事業者（法人・個人事業主）
 - ③給付申請日時点において閉鎖又は廃業していないこと
 - ④令和2年3月から6月のいずれかの月の売上高が前年同月比で30%以上減少していること
※設立（開業）後1年未満で開業の日が令和2年1月1日以前の者は、対象月の前3月の平均の売上高と比較する。（例：4月であれば、令和2年1～3月の平均売上高と比較）
※設立又は開業の日が、令和2年1月2日以降の者は、開業前に作成した収支計画における売上高見込と比較する。
（例：5月であれば、令和2年5月の収支計画における売上高見込と比較する。）
 - ⑤個人事業主については、主たる収入が営業収入であること（全収入の50%以上）
 - ⑥今までにこの給付金を受給していないこと
- 3、給付額：1営業所あたり10万円（町内の事業所の数が2以上ある場合は上限20万円）
- 4、提出書類：下記①～⑤の全て及びその他町長が別に定めるもの
 - ①給付金給付申請書（様式第1号）
 - ②別紙「減収に関する計算書」
 - ③比較対象月ごとの売上高がわかるもの
 - ・直近の確定申告書類等の写し（個人事業主の場合は、本表、収支内訳書等の全て）
 - ・比較対象月ごとの売上高がわかる帳簿又は収支計画等の写し
 - ④法人が支店で申請する場合は直近の法人市町村民税の確定申告書の写し
 - ⑤宇美町内で事業を営んでいることがわかるもの
 - ・開業届等の写し、登記事項証明書、各種許可証
 - ⑥振込指定口座がわかるもの
 - ・預金通帳等の表紙及び貯金の種類、店舗番号等が記載された表紙裏面の写し
- 5、申請方法：4の提出書類を下記住所に郵送してください。
- 6、給付決定：書類の確認終了後、決定通知書を郵送するとともに、振込指定口座に振り込みいたします。
- 7、受付期間：令和2年5月7日（木）から8月31日（月）まで（当日消印有効）
- 8、その他：①給付金の申請に係る郵便代等の費用は申請者負担となります。
②役場内混雑による感染拡大を防止するため、ご来庁はお控えください。
- 9、郵送先：宇美町役場まちづくり課商工観光係
〒811-2192 宇美町宇美5丁目1番1号
電話番号：934-2370 FAX：934-2371